

香川県条例第8号

香川県情報公開条例の一部を改正する条例

香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(定義) 第2条 略 2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに香川県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。</p> | <p>(定義) 第2条 略 2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに<u>香川県住宅供給公社、香川県道路公社及び香川県土地開発公社</u>（以下「公社」と総称する。）をいう。</p> |

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 香川県住宅供給公社又は香川県道路公社が保有する行政文書の公開その他改正前の香川県情報公開条例に基づく事務については、それぞれ香川県住宅供給公社又は香川県道路公社の清算が終了するまでの間は、なお従前の例による。